

第3章

暮らしやすい快適なまちづくり(都市基盤 生活環境)

【 K G I (重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和 6 年度)	将来値 (令和 12 年度)
防災対策の充実度（備蓄品を備えた指定避難所数）	0 箇所	6 箇所
社会増減（転入者数－転出者数）	168 人/年	180 人/年

3-1

調和（バランス）のとれた土地利用の推進

【 現状と課題 】

- 本町では、市街化区域内へ住宅の集積を図るとともに、子育て支援策などの政策的な取組を進め、子育て世代を中心とした転入を促進してきました。現状では、宅地整備可能な空地は減少しつつあり、人口増加が鈍化傾向にあります。既存の住宅地においては、住みやすさの向上を図り、住み続けられる住環境づくりを進める必要があります。
- 市野川以南の市街化調整区域においては、法的な規制等に基づき、住宅の開発が行われています。開発が行われることによりスプロール現象が生じないよう、都市施設や公共施設等の整備状況を勘案し、適切な誘導を図っています。
- 市野川以北には産業系土地利用の可能性のあるエリアが点在しており、開発ニーズに応じた効果的な土地利用を検討していく必要があります。また、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジから熊谷市に至るアクセス道路の実現については、埼玉県に対し継続的に要望しています。市野川以北での産業系開発、企業進出を促進し、安定した雇用の創出、町の地方創生、発展に大きく寄与することが期待されています。
- 里山プロジェクトの一環としてミヤコタナゴの生息環境回復に向けた取組を実施しています。引き続き野生復帰に向けた自然環境の保全を実施していく必要があります。



人口増加が鈍化した局面に応じて、適正かつ合理的な土地利用を推進していくことが求められます。本町の魅力である都市と自然が調和した環境を維持できるよう、適切な土地利用を図っていく必要があります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
現在の住みごこちに満足している町民の割合	「現在の住みごこち」に関するアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と回答した割合の増加を目標とします。	74.8%	80.0%

【 方向性と取組 】

3-1-1 都市的・自然的土地区画整備の推進

地域の特性を十分に生かしながら、都市と自然が調和した計画的な土地区画整備を推進します。特に、市野川以南については効率的な土地区画整備の検討を行うとともに、以北については地域振興等に資する適切な整備手法の検討を行いながら、調和のとれた住環境の整備を図ります。

（1）住宅系土地区画整備の推進

市街化区域内では、既存の住宅地において良好な居住環境の維持を図りながら、利便性と質の高い住宅地の形成を推進します。羽尾土地区画整理事業等の面的整備については、事業区域・事業手法を含めた検討を行います。

町北部の市街化調整区域では、周辺地域の自然環境や農業環境との調和が図られた、ゆとりのある集落地としての住環境を維持します。また、町南部の市街化調整区域では、地域コミュニティや人口安定に資する、周辺地域と調和した良好な住環境の形成を図ります。

（2）産業系・商業系開発の推進

既存の工業団地周辺部については、周辺の住宅地や幹線道路などへの影響を考慮しつつ、需要に応じた工業用地の確保、整備を検討します。

町内の国道・県道・主要幹線町道の沿線周辺など、産業立地に係る開発ポテンシャルの高い地区については、関越自動車道の東松山インターチェンジや嵐山小川インターチェンジへのアクセスの良さを活かし、周辺の住宅・農地等の土地利用状況、都市施設の整備状況、周辺環境への影響を考慮しながら、今後の開発需要に応じ、土地の有効利用に向けた新たな産業系の土地区画整備を検討します。

森林公園駅及びつきのわ駅周辺の商業地については、隣接する住宅地域を対象とした地域の生活利便の向上に資する商業・サービス施設の立地誘導を図ります。県道深谷東松山線沿道の商業地は、既存の大型商業施設によるショッピング機能の維持を図るとともに、当該施設の活用や連携による地域活性化施策を推進します。

（3）自然的土地区画整備の適正な誘導

北部地区を中心とした農用地においては、重要な食料生産の場である農地としての機能を維持するとともに、優良農地の保全と利用に努めます。

既存の集落地については、良好な農村集落環境の維持・保全を図ります。

丘陵地の山林や平地林等については、里山の保全・再生を図るとともに、適正な維持管理を推進します。

（4）自然環境の保全

ミヤコタナゴなどの生息環境となっていた貴重な自然環境資源については、「地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクト」等を通して、学校、地域、関係団体と連携し、保全に努めるとともに、県指定史跡五厘沼窯跡群や天神山横穴墓群を始め、羽尾城跡や水房館（小山館）跡といった史跡や城館跡などと一体となった優れた自然環境を有している空間の保全を図ります。

3-1-2 適切な土地利用の誘導

滑川町国土利用計画、滑川町都市計画マスターplanに基づき、計画的な土地利用を進めていくため、市街地環境の改善や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

（1）土地利用情報の整理と活用

社会経済の状況、都市の現状、都市化の動向等について、調査等により広範囲なデータを一元的に把握・収集し、適切で正確な情報の提供を行います。

（2）計画的な土地利用の推進

必要に応じて滑川町都市計画マスターplanの見直しを実施し、都市計画の目標に基づいた計画的な土地利用の推進を図ります。

（3）適正な開発許可制度の運用

町の国土利用計画、都市計画マスターplan等を踏まえ、計画的で良好な開発行為、市街化調整区域内における集落の維持、社会情勢の変化への対応といった事項を勘案し、実情に応じて町条例や審査基準の改正を行い、適正な制度の運用を図ります。

3-2

安全で安心な生活を守る仕組みづくり

【 現状と課題 】

- 地球温暖化による気候変動の影響から、風水害などの自然災害が頻発化・激甚化しています。これまでに経験したことのない気候の変化に応じて、防災、情報発信、応急対策、復旧・復興など様々な観点から対策の強化が求められています。
- 本町の消防体制は、比企広域消防本部滑川分署と滑川消防団で連携を図っており、各地域の自主防災会や滑川消防OB会と協力しながら消防・防災活動に取り組んでいます。発災時において重要な役割を果たす地域の消防防災のリーダーとして、消防団員の確保・育成が必要です。
- 武力攻撃事態や緊急対処事態などに対する危機管理については、国民保護に関する滑川町計画に基づき、危機管理体制の充実強化に努めています。
- 交通事故を未然に防止するため、一般県道ときがわ熊谷線と深谷嵐山線について、歩道の設置要望を行っています。あわせて、町民一人一人が自らの安全を守るため、交通ルールの遵守や交通安全意識の啓発などに取り組むことが大切です。
- 共働きの世帯と町外に通勤する人の増加、企業の定年延長などにより、日中不在となる世帯が多く、防犯パトロールの人員確保が難しい状況です。



防災・消防・防犯体制の充実については、担い手の確保が大きな課題となっています。地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、安全で安心できるまちづくりを進めていくことが重要です。住民一人一人が自分事として捉え、行動に移していく環境づくりが必要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
消防団員の数	消防体制の強化を図るため、滑川消防団員の定員割れ（欠員）を防ぐため補充を図り、消防団の充実を目指します。	60 人	60 人
自主防犯組織の登録人数	地域で自主的に防犯活動ができるよう、活動地区の細分化を図り、自主防犯組織の登録人数の増加を目標とします。	377 人	500 人
こども110番の家の設置軒数	こどもたちの安全確保の拡大を図るため、こども110番の家を掲げる民家や店舗の軒数増加を目標とします。	107 軒	130 軒
防犯灯の設置基数	地域の安心・安全確保の充実を図るため、防犯灯の増加を目標とします。	2,578 基	2,620 基

【 方向性と取組 】

3-2-1 防災体制の確立

防災訓練や広報紙などを通じて町民の防災に対する意識の高揚を図るとともに、防災DXを積極的に推進し、災害時に迅速に安全を確保できる体制をつくります。

（1）防災意識の高揚

災害に備えるため、自主防災会等の関係機関と連携し、防災訓練、避難所開設・運営訓練を実施します。地震、水害等のハザードマップを見直し、日頃から町民が防災意識を持つように啓発を行います。

（2）災害時の適切な情報発信

災害時や災害の恐れがある際に、迅速かつ正確に情報の伝達を行うため、防災行政無線の保守点検を行います。また、防災気象情報システムの整備、情報配信システムの整備など、防災にDXを積極的に取り入れ、早めに予防防災に取り組むことができる情報発信の手法の検討を進めていきます。

（3）予防対策・応急対策の推進

災害時の初動期において的確に行動できるよう地域防災計画の見直しを適宜行い減災に努めます。また、職員の初動マニュアルなどの見直しも適宜行い、災害に即応できる体制の整備に努めます。

（4）災害備蓄の管理

各指定避難所の防災備蓄倉庫内にある防災資機材の整備、点検などを実施し、災害時に即応できるように適切に管理します。

（5）防災士等の育成

地域での防災活動のリーダーとして活躍できる方を育成していきます。合わせて県で実施する研修などに職員や自主防災会の参加を促進します。

3-2-2 消防・救急体制の強化

引き続き、団員の募集と確保に努め、町内の消防団の強化を図ります。また、防火水槽や消火栓の管理、整備に努めます。

（1）消防水利の充実

火災時の水利を確保するため、消火栓新設工事と併せ、地域の実情に応じて、防火水槽を設置します。また、自然の水利を有効に利用するとともに、既設の消火栓及び防火水槽の維持管理を推進します。また、消防水利台帳を整備し、老朽化した防火水槽などを計画的に点検、整備を行います。

（2）消防団の充実

消防活動に対応するため、老朽化した車庫・詰所の修繕や、消防団車両の更新、建替え等を視野に入れた消防施設の充実を図ります。また、消防団員の確保・充実のために、広報紙やホームページなどで

広く呼びかけます。

(3) 常備消防の充実

比企広域消防本部滑川分署と消防団、関係機関との連携を図り、消防体制の強化に努めます。また、さまざまな災害、火災などに対応できる車両などを広域で配備します。

(4) 救急体制の整備

比企広域消防本部滑川分署と連携をとり、救急体制の充実を図ります。

3-2-3 危機管理・国民保護計画の推進

国民保護計画を推進するとともに、危機管理体制を整備し、緊急事態における町民の安全確保に努めます。

(1) 危機管理体制の整備

自然災害、テロ、武力攻撃などに備えて、日頃から救援・救護体制を強化し、地域と町、企業、関係機関の連携による被災に備えた危機管理体制を構築し、町民への周知を行います。

(2) 国民保護計画の推進

国民保護法に基づく国民保護に関する滑川町計画の見直しを適宜行い、避難・救援・災害への対処等の対策を適正かつ迅速に実施できる体制を整えます。また、全国瞬時警報システム（J－ALER T）や安否情報システムの保守点検及び定期的な訓練を実施し、災害時の運用強化を図ります。

3-2-4 交通安全対策の充実

交通安全教育を推進し町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全組織の育成・活動支援に努めるほか、危険箇所に重点を置いた交通安全施設の整備を進めます。

(1) 交通安全施設の整備

自動車の通行から歩行者の安全を確保するため、幹線道路や通学路の歩道の整備を進めるとともに、信号機や横断歩道等の設置を関係機関に要請します。

また、交差点や急な曲がり角等、事故の起こる可能性が高い箇所には、地域住民等の要望を踏まえ、道路標識や道路反射鏡、防護柵、道路照明灯などの交通安全施設の設置を推進します。

(2) 交通安全活動の充実

登下校時の児童の交通事故防止を図るため、交通指導員を配置するとともに、ボランティアの協力を要請するなど、地域と一体となった交通事故防止活動を促進します。また、関係機関と連携し、交通安全指導や交通安全の啓発を推進します。

(3) 交通安全教育の推進

町民に対して交通安全教室や講習を実施し、交通安全教育の啓発・普及を図ります。広報紙や町ホームページ等に交通安全に関する記事を掲載し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(4) 交通安全組織の育成

町民の交通安全と交通事故防止を推進するために、交通安全組織に対して、研修の機会を提供するとともに、交通安全活動を支援します。

(5) 被害者救済の支援

交通事故の被害者を支援するため、県の市町村交通災害共済への加入促進に向けた広報を展開し、加入者の増加を図ります。

3-2-5 防犯活動の推進

地域住民が中心となる自主的な防犯活動の充実を促進します。また、月の輪地区への交番設置を働きかけるとともに、各地区への防犯灯の整備・改修を進めます。

(1) 地域による防犯活動の推進

地域の治安を自主的に守る地域防犯ボランティアの育成と活動支援を行います。

教育委員会と協力し、学区内の通学路を中心に学校、P T A、保護者及びボランティアの連携によるパトロール活動等を促進します。

(2) 防犯対策の推進

地域住民の要望を踏まえ、緊急性の高い箇所を優先して防犯灯の設置・修繕を進め、夜間の交通事故や犯罪の抑制を図ります。また、S N S等を活用し町民への防犯情報を発信し、防犯意識の向上に努めます。

(3) こども避難所の設置

こどもたちを地域全体で守るため、不審者に遭遇、または、不慮の危険に巻き込まれた場合に児童・生徒が駆け込むことができる「こども 110 番の家」の設置を促進するとともに、町立小中学校及び教育委員会との情報交換や連携体制の強化を図ります。

(4) 交番の設置

地域住民からの要望に応え、つきのわ駅前に交番を設置するよう関係機関に要請し、駅周辺の安全で安心な環境づくりの実現に努めます。

(5) 消費者の保護

消費生活相談窓口を周知するとともに、消費者が被害に合わないように広報紙等を通じた啓発活動を推進します。また、埼玉県消費生活課や東松山市消費生活センターとの連携・相談を行い、消費者保護に努めます。

3-3

きれいで快適に暮らせる地域環境づくり

【 現状と課題 】

- 近年の地球温暖化による気候変動により、猛暑や集中豪雨など甚大な被害を及ぼす気象災害が国の内外を問わず毎年発生し、本町においても、大型台風や集中豪雨による浸水被害が発生するなど町民生活に大きな影響を及ぼしています。こうした気候変動の危機的状況を自らの問題として認識し、一人一人が強い危機感を持ち、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていくための指針として、令和5(2023)年にゼロカーボンタウン宣言を表明しています。カーボンニュートラルを目指し、環境基本計画、地球温暖化実行計画に基づき、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいます。
- 国営武蔵丘陵森林公園や学校と連携し、ミヤコタナゴ放流候補地での生き物水質調査や各種イベントを実施し、環境学習の機会を提供しています。
- 本町では、廃棄物等の不法投棄について、パトロールの実施や注意看板を設置し、監視強化を図っているところですが、撲滅には至っておらず、継続的に改善に取り組む必要があります。監視体制及び関係機関との連携の強化、広報紙等を利用した啓発活動を行うとともに、土地の所有者・管理者と連携した不法投棄されにくい環境づくりが必要です。
- 家庭系ごみの排出量は近年減少傾向が続いている。町では、ごみの減量化の取組として、各種補助金制度を実施しています。また、広報紙や環境委員を通して、ごみ分別収集の協力を呼びかけています。
- 令和4(2022)年度からごみ処理を民間委託し、収集から処理までを計画的に実施しています。住民が増えたことにより、収集箇所が増加し、収集運搬費の増加が見込まれています。



今後も、町民の環境問題への関心を促し、環境に配慮した生活様式の普及、意識の啓発に継続的に取り組む必要があります。また、行政、町民、事業者が協力し、町に残る豊かな自然環境、緑あふれる田園風景を次世代に継承していくことができるよう、持続可能な体制をつくっていくことが求められています。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
住宅用太陽光発電設置件数	住宅用太陽光発電設置件数を増やし、再生可能エネルギーの普及増加を目指します。	566 件	686 件

再資源回収団体数	町民のリサイクルへの意識を高め、さらなる取組を促進していくため、再資源回収団体の回収団体数の現状維持を目標とします。	4団体	4団体
町民1人当たりごみの排出量	ごみ減量化を目指し、家庭から排出される1年間のごみの量の減少を目標とします。	172kg/年	154kg/年

【 方向性と取組 】

3-3-1 環境を大切にした暮らしの普及

ゼロカーボンタウンの実現を目指し、人と自然が共生する環境行政を推進します。また、児童・生徒や町民に対する環境教育を推進するとともに、町民の環境保全活動への参加機会の提供に努めます。

(1) 総合的環境行政の推進

総合的な地域環境施策の推進のため、その必要性や近隣市町村の計画との整合性を図りつつ、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、人と自然の共生を目標とした良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

(2) ゼロカーボンタウンの実現

地球温暖化対策実行計画の点検評価を実施し、省資源、省エネルギーへの取組を促進します。また、ゼロカーボンタウンの実現に向け、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

(3) 環境教育・啓発の推進

関係機関との連携を図り、町内にある地域資源を生かした小・中学校の環境教育を実施するとともに、公民館事業など社会教育活動を通じて、町民への環境学習の機会の提供に努めます。また、様々なエコ活動を推進し、町民の環境への意識啓発を図ります。

(4) 環境美化の推進

不法投棄やごみの投げ捨てにより町の景観が損なわれることのないよう、町民参加による環境美化を定期的、継続的に実施します。また、環境委員等の活動を支援するとともに、町民への環境美化への啓発を促進します。

(5) 再生可能エネルギー施策の推進

町民に対し、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー導入に関する普及・啓発を図ります。また、「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」に基づき、太陽光発電事業者への指導及び監督を行い、町内における再生可能エネルギーの推進を図るとともに、豊かな自然環境資源の保全を図ります。

3-3-2 自然と調和した暮らしやすい生活環境づくり

不法投棄や公害を防止するため、監視活動の強化に努めるとともに、町民・事業者の公害防止意識の向上を図り、自然と調和した美しいまちづくりを推進します。

（1）啓発活動の推進

広報紙・ホームページ等を活用し、町民への環境情報の提供を行い、公害防止意識の向上を図ります。

（2）企業への指導

東松山工業団地内の事業所の公害防止指導と設備状況等の現状把握を進めます。また、東松山工業団地以外の町内にある該当企業についても公害防止協定の締結と現状の把握に努めます。

（3）監視体制

不法投棄を防ぐため、各行政区に環境委員等を通じて通報・報告などの活動を行い、監視体制の強化を図ります。

また、比企地区合同で河川調査を行い、水質情報を管理し、異常水質事故が発生した場合、「危機管理マニュアル」により常時対応できるよう、関係機関との連携を図ります。

（4）苦情相談

関係機関と連携を図りながら公害関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

3-3-3 ごみ減量化の推進

ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクルと適正な処分を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

（1）ごみ減量化の推進

ごみの減量化を図るため、各種補助事業を通じて、一般家庭から出るごみの減量化を推進し、ごみ減量化の意識向上を図ります。また、海洋プラスチック問題や地球温暖化対策、化石燃料資源の制約などに対応した取組を進めるため、マイバッグ持参の普及に努めます。

（2）ごみの再資源化の推進

ごみの分別を徹底し、ごみの再資源化の推進を図ります。また、広報紙、回覧、町ホームページを通じて住民や事業者への周知を図ります。さらに、古紙やアルミ缶など再資源化できるものを回収する団体に対し支援を行い、町民の日常から排出される廃棄物の再利用の促進を図ります。また、ごみ分別の支援を行い、町民の分別意識や資源化意識の向上を図ります。

（3）4Rの促進

4R（リフューズ（ごみの発生源を断る）・リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化））を推進するため、広報紙、回覧、町のホームページを通じて住民への周知に努めます。

3-3-4 廃棄物処理体制の充実

ごみ処理の体制については、新たな処理体制の検討を推進するとともに、家庭ごみの分別収集の徹底を継続して周知します。し尿収集処理体制については、適正な処理体制の維持に努めます。

(1) 処理施設体制の整備

施設の廃炉から処理委託へ方式が変わり、今後新たな処理体制の検討を行います。さらにごみの排出に対応し、環境に配慮したごみ処理体制の整備を図ります。

(2) ごみ収集体制の充実

資源・ごみ分別収集カレンダーの配布や町ホームページにおけるごみ分別検索機能の周知を図ることにより、ごみ分別の啓発を進めるとともに、各地域の環境委員等を中心とした、地域によるごみステーションの管理の徹底を図ります。また、ごみ処理を広域で対応し効率化を図るため、小川地区衛生組合事業を推進します。

(3) し尿収集処理体制の充実

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者に対する指導を実施するとともに、広域処理施設の運営・維持管理を行う小川地区衛生組合事業を推進します。

【 現状と課題 】

- 関越自動車道からのアクセスのよい本町では、広域的な道路体系の充実は、本町の活力を向上する上でも非常に重要です。行政区域を越えた都市計画道路や嵐山小川インターチェンジから嵐山町・滑川町・熊谷市を通るアクセス道路については、県への要望活動や関係部局との調整を継続して行っています。
- 道路や橋梁などの都市基盤は、長寿命化を図るために計画的な点検と修繕を進めています。町が管理する橋梁は 86 橋あり、建設後 50 年を経過する橋梁は全体の7%を占めています(令和3年度時点)。これらの老朽化が進む橋梁については、従来の事後保全型の修繕から、損傷が大きくなる前に予防的な修繕を行う予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化と財政負担の低減を図る必要があります。
- 風水害による被害を防ぐため、町内の道路排水能力の確保と維持が重要です。日頃から排水設備の清掃や点検など適切な維持管理を行っています。
- 町では、交通弱者等の交通手段を確保し、町民の移動の利便性向上を図るために、滑川町デマンド交通事業を実施しています。今後は高齢化に伴い、さらなる需要の増加が予想されます。利用者の声を生かし、さらなる利便性の向上を図っていく必要があります。
- 水道事業については、滑川町水道事業経営戦略に基づく経営管理を実施しています。一日平均配水量が減少傾向にある中、管路の耐震化および老朽管更新の必要性が高まっています。
- 令和5年度から下水道事業において公営企業会計を適用し、滑川町下水道事業経営戦略に基づく効率的な事業運営を実施しています。
- 生活の中でデジタル技術を利用することは、日常的なことになっています。誰もが、どんな時も不自由なくデジタル技術の恩恵を受けられるよう、情報通信基盤の整備を進める必要があります。



既存の都市基盤については、頻発する災害に備えるため、安定した維持管理が求められています。道路の排水機能の強化、上水道の耐震化および老朽管の更新、汚水処理の持続可能な維持管理などに取り組む必要があります。

公共交通については、鉄道駅や広域へのアクセス向上や利便性の向上に努める必要があります。また、情報通信基盤については、災害時にも欠かせないツールとして強化を図っていく必要があります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
道路橋の早期修繕・緊急修繕が必要な橋梁数	道路橋の修繕を計画的に進めることによって、道路橋点検時のⅢ（早期措置段階）・Ⅳ（緊急措置段階）判定をなくすことを目標とします。	1橋	0橋
道路陥没による事故件数	八潮市の陥没事故を教訓に、事前に路面空洞調査を実施し道路陥没による事故を防ぎます。調査方法・算出方法は、道路パトロールによる発見や通行者からの通報等により把握します。	0件	0件
水道水の有収率	上水道施設の利用効率を高めるため、有収率の低下を招くことなく維持します。 ※有収率：有収水量を給水量で除したもの。どれだけ漏水が少なく無駄がないかを表す比率。	92.1%	94.0%
公共下水道普及率	関連諸計画に基づき、汚水処理整備を着実に進め、公共下水道普及率を高めることを目標とします。 ※普及率：総人口に対する整備区域内の人口割合とする。	56.4%	58.0%
公設浄化槽設置数	関連諸計画に基づき、汚水処理整備を着実に進め、公設浄化槽設置基数の増加を目標とします。	183 基	261 基
町内にある駅の利用者数	利便性の高い公共交通環境を整え、駅の利用者数の増加を目標とします。 ※駅の利用者数：森林公園駅・ときのわ駅の2駅の利用者数（1月～12月の一日平均乗降者数）	17,450 人	22,500 人
公共交通の利便性の向上	デマンド交通の適正な運行に努め、利用者数（年間）の増加を目標とします。	6,602 人	7,000 人

【 方向性と取組 】

3-4-1 道路の整備

県道などの広域的な道路体系の充実に向けて、関越自動車道嵐山小川インターチェンジからのアクセス道路の整備や県道の歩道整備について、県への要望活動や関係部局との調整を行います。また、道路の利便性の向上と地域住民の安全を確保するため、道路整備計画に基づいた道路の整備や町道の新設・改良工事を進めるとともに、適正な維持管理を行っていきます。

（1）県道の整備促進

近隣市町と連携し、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから熊谷方面へのアクセス道路整備を県に要望します。また、県道ときがわ熊谷線は一部の区間が片側歩道となっており、県道深谷嵐山線には歩道未整備の部分があるため、これらの歩道整備を県に要望します。

（2）幹線町道の整備

舗装の劣化が進んでいる幹線町道については、路面性状調査を踏まえた舗装修繕計画を策定し、幹線町道の計画的な舗装修繕を実施します。

(3) 一般町道の整備

道路の利便性向上と地域住民の安全を確保するため、町道の拡幅整備や屈折・狭あいの改善、雨水排水対策等を推進します。

また、道路環境の維持と通行の安全を確保するため、道路パトロールを実施するとともに、幹線道路や通学路の雑草刈払いを行います。事故多発箇所や地域住民から要望のあった箇所について、緊急性等を考慮しながら補修を行います。

(4) 町道の維持管理

町道の維持管理をするため、適宜、道路台帳の更新を進めます。事故等が発生した場合には、通行に支障がないよう緊急性を考慮しながら補修を行います。台風・大雨時には、地下道の冠水被害が発生しないよう、排水ポンプの維持管理を行います。

(5) 橋梁の長寿命化

橋梁点検に基づき、橋梁の優先度・老朽化等を考慮した改修等を計画的に推進し、橋梁の長寿命化を図ります。

3-4-2 公共交通網の充実

地域住民の交通の利便性を高めるため、鉄道サービスの充実を鉄道会社に要望するとともに、新交通の導入検討を継続します。また、森林公園駅やつきのわ駅、町内商業施設、医療機関へのアクセスをさらに容易にするため、デマンド交通の適正な運行に努めます。

(1) 東武東上線の利便性向上

各駅のホームドア設置、災害時の情報共有や帰宅困難者対応を鉄道会社に要望するなど、誰もが安心して利用できる駅の整備を促進します。

(2) 新交通の検討

東武東上線森林公園駅から熊谷・群馬県太田方面を結び、町の南北を縦断する新交通について、隣市町村との連携を図りながら検討します。

(3) デマンド型交通の適正な運行の推進

東武東上線森林公園駅やつきのわ駅、町内商業施設、医療機関へのアクセスをさらに容易にするために導入したデマンド交通の適正な運行に努め、さらなる交通弱者の利便性の向上を図ります。

3-4-3 上水道の整備

計画的な施設の更新と水道事業による健全な経営を推進し、計画的かつ安定的な水の供給を継続します。また、水道施設の災害対策を推進し、災害時にも安全な水の供給に努めます。

（1）安定的給水量確保

人口の増加に対応するため、計画給水人口と一日最大給水量の拡大を図る第4期拡張事業を推進します。また、住民が安心して利用できるよう、水質管理を徹底し、安全・安心な水道水の供給に努めます。

（2）応急給水施設の整備

災害や事故などによる配水管の破裂等に備え、断水を最小限にとどめるため、配水管と配水管を連結するバイパス管の整備を推進します。また、応急給水施設を災害時等に使用できるよう維持管理を行います。

（3）耐震化対策の推進

地震対策として、老朽管の敷設替えや配水管の新設工事については、耐震化・耐蝕化を進めます。

（4）漏水対策の推進

補修管材の備蓄など漏水への早期対応ができる体制の強化を図るとともに、老朽管更新計画に基づき、計画的な更新を行い、漏水の未然防止に努めます。

また、民有地に埋設されている給水管については、道路改良時等を利用して道路敷への敷設替えを進め、漏水防止を図ります。

（5）効率的供給の推進

企業会計としての経済性を維持し、アセットマネジメント（資産管理）、滑川町水道事業ビジョン、滑川町水道事業基本計画、滑川町水道事業経営戦略に基づき、効率的な事業運営に努めます。

（6）水道広域化の推進

滑川町が所属する、埼玉県第6ブロック水道広域化検討部会の運営については、県を中心に検討を行います。

3-4-4 汚水処理の推進と維持管理体制の充実

滑川町生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業を推進し、計画的かつ安定的な汚水処理整備の推進を図ります。また、経営戦略に基づき、安定した事業運営に努めます。

（1）流域関連公共下水道の推進

滑川町生活排水処理基本計画に基づき、事業認可計画区域の下水道整備を継続して推進し、適正で計画的な整備に努めます。また、予防保全的管理を計画的に行い、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化に努めます。

(2) 農業集落排水事業の推進

農業振興地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため、経年的な劣化が散見される処理施設の計画的な機能強化に努めます。

(3) 処化槽市町村整備推進事業の推進

生活環境の保全を図るため、処化槽事業を推進し、くみ取り便槽や単独処理処化槽からの転換を促進します。また既存の合併処理処化槽についても、保守点検、清掃、法定検査等の維持管理についての啓発を実施します。

(4) 下水道事業等の運営の安定化

下水道事業経営戦略に基づき、経営状況を明確に把握し、経営分析を通じて適切・効率的な事業選択により公共下水道事業、農業集落排水事業、処化槽事業の運営の安定化に努めます。

3-4-5 情報通信基盤の充実

情報通信基盤の充実については、町民ニーズに対応した情報ネットワークの形成を図るため、通信基盤の整備を促進します。また、より安全で効率的な公共機関相互の情報連絡体制の強化に努めます。

(1) 通信基盤の整備促進

公衆無線LANなど、町内の情報インフラ整備を充実させ、デジタル社会の実現に向けた住民サービスの向上を推進します。

(2) 外部機関とのネットワーク整備

国や県及び市町村との情報共有・連携を強化するため、総合行政ネットワーク「LGWAN」を活用し、安全かつ効率的な通信環境を推進します。また、ネットワーク分離を行うことで、情報セキュリティ対策を強化します。埼玉県町村情報システム共同化事業において、総合行政システムの経費削減と、行政情報のセキュリティ体制の一層の強化を推進します。あわせて、国が示す「自治体情報システム標準化」に対応し、ガバメントクラウドへ段階的な移行を推進します。

3-5

水と緑に囲まれた居住の場づくり

【 現状と課題 】

- 市野川以南は、主に森林公園駅南地区、月輪地区の土地区画整理事業により整備された宅地を中心に住宅地が形成されてきました。現状の土地区画整理地区内の宅地化は、ほぼ完了している状態です。居住環境については、地区計画制度の運用等により、適切な住環境の誘導を図っています。
- 市野川以北は、主に農地が広がり、住宅が点在する既存集落地が形成されています。豊かな田園環境と調和した住環境が維持されています。
- 主として農作業用に利用する水路・ため池の機能性および安全性の確保に取り組んでいます。ため池については、県と連携し、耐震調査、豪雨点検、劣化状況評価の調査実施し、必要に応じて改修工事を進めています。
- 各地区に設置されている公園や広場に関して、地区との管理委託契約を積極的に推進しています。地域住民自身が公園の管理に携わることで、地域交流の場としての利用促進を図っています。



土地区画整理事業が完了しており、住環境の質の向上を図ることで、住み続けたくなるまちづくりを推進していく必要があります。そのためにも、親水空間、ため池、公園・緑地などの地域資源を活用し、良好な住環境の充実を図っていくことが重要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
防災重点農業用ため池の改修	豪雨点検調査、耐震診断調査、劣化状況調査をクリアできるように改修します。	1箇所	12箇所
地域住民が管理する公園数	地域住民自らが公園の管理に参加し愛着を持つことにより、質の高い公共空間の維持を目標とします。	18か所 (老人と子どものふれあい広場)	18か所

【 方向性と取組 】

3-5-1 住みよい住居環境づくり

町民の多様なニーズに即した良質な住居環境を促進するとともに、良質な住宅の供給を進め、住みまちとしての魅力向上を図ります。

(1) 居住環境の整備

人口増加による町の活力向上に向け、良質な宅地供給の促進と有効な土地利用を推進します。特に、土地区画整理事業が完了し都市基盤が整備された住宅地においては、地区計画制度による地区的特性を生かした良好な居住環境の形成及び保持の誘導を図り、生活環境の整った快適なまちづくりを促進します。

(2) 住みよい住環境のPR

良好な居住環境の町、生活インフラの整った町、災害の少ない町、という本町の魅力をPRし、移住人口の増加につなげます。

(3) 空き家対策

空き家実態調査により、町内の空き家の実態把握に努め、予防対策を検討します。また、適切な管理が行われておらず、防災、安全、衛生、景観等、地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼす空き家については、所有者等に対し、除却、修繕等の必要な措置を促すなど、適切な対応方策について検討します。

3-5-2 河川・水路・ため池の整備及び管理

豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川の改修を促進するなど河川・水路の的確な維持管理に努めます。また、環境に配慮した川づくりを心がけ、豊かな親水空間の維持管理を継続します。

(1) 親水空間等の整備

市野川は、県が事業主体となり、水辺空間整備事業が実施されており、今後も、県や関係機関、地域と連携し、町民が親しみやすい水辺空間の保全と活用に努めます。また、河川改修の促進について県へ要望します。

(2) ため池の整備

農業用水の確保のため、ため池の改修を計画的に進め、堤体決壊の防止に努めます。

(3) 排水路の整備

豪雨や台風等による水害対策として、排水路の改修、維持管理を実施し、排水機能の維持・向上に努めます。

(4) 河川・水路の水質情報の管理

河川や農業用水など公共用水域の水質保全及び、水質汚濁等発生状況の監視に努めます。

3-5-3 公園の整備と維持管理

地域住民の憩いの場、コミュニティ活動の場として親しみやすい公園の適切な維持管理を進めます。また、地域住民が交流を深める場として、公園・広場を活用します。

(1) 公園施設の整備・充実

日常生活において憩いや潤いを実感でき、町民のコミュニケーションの場となる身近な公園等の施設について、現在の整備状況や町民ニーズを踏まえつつ、適切な維持管理を実施し、施設の整備・充実に努めます。

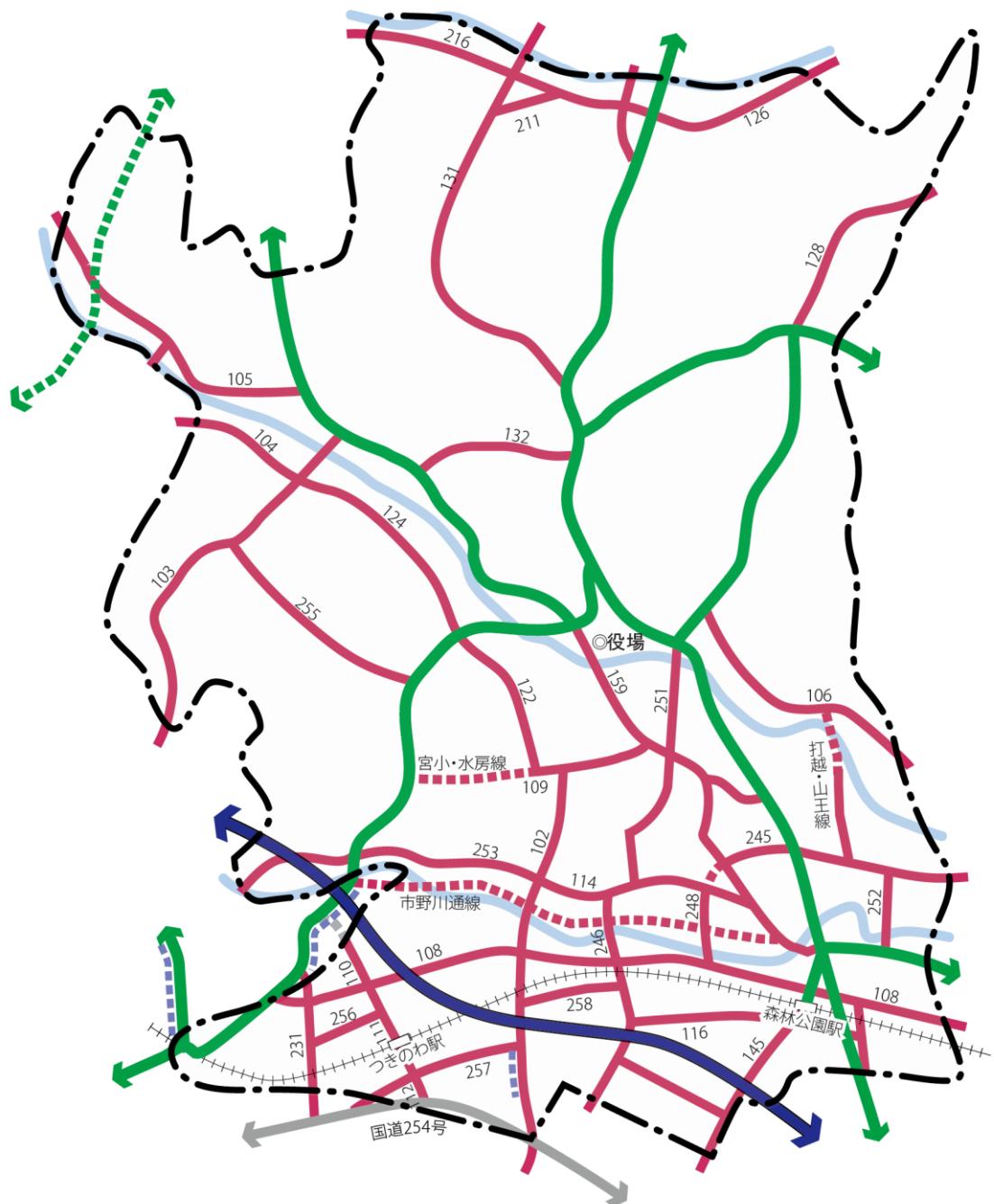
(2) その他広場等の整備

山林や丘陵地によって構成される豊かな自然環境を保全・活用しながら、その適正な保全を図ります。また、地域住民が自ら維持管理を行いながら交流を深める場として、老人と子どものふれあい広場の管理を継続して実施します。

(3) 住民参加による公園・広場等の維持管理

地域住民が集い交流を深める公園・広場等を、住民自らが清掃や管理をすることにより、ボランティア精神や自治意識が醸成されるよう支援します。

道路計画図



凡 例

■ 関越自動車道	■ 都市計画道路
■ 国道254号	■ 町道幹線
■ 県道	■ 町道幹線整備計画区間
■ 県道整備要望区間	■ 歩道整備区間
■ 県道歩道整備要望区間	(町道幹線)
■ 河川	
■ 鉄道	

令和7年10月時点

